

議会だより

さがら

2012.7.25

13号

目次

●議会のうごき……………2

こんなことが決まりました
常任委員会研修・議長の報告

●一般質問…………… 11



豪雨災害（7月12日）
農地被害状況（川辺字上川下地区7月18日撮影）

相良村世帯数【1,673世帯】（平成24年6月末日現在）

人口……4,997人

男性……2,354人／女性……2,643人

発行／相良村議会 編集／相良村議会広報特別委員会
熊本県球磨郡相良村深水 2500-1 TEL0966-35-1038（直通）

6月定例会
（6月12日～15日）

こんなことが決まりました

- ・学校給食食材費補助金 可決
(運営委員会審議決定が条件)
- ・相良村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 可決

平成24年第4回臨時会 (平成24年4月25日)

3月に村長選挙があり、先の定例会での当初予算が「骨格予算」だった為、今臨時会での予算が「肉付け予算」となった。

議案第24号 平成24年度相良村一般会計補正予算(第1号) 【原案可決】

歳入歳出それぞれ2億3,354万8千円を追加し、総額28億9,716万6千円とする補正を可決した。

主な物は総務関係では、4,490万9千円の増額補正、副村長給与、公会計委託料、村有地修繕料、前年創設の地域づくり補助金(430万円)、交通指導員制服(201万5千円)、情報システム改修委託料及び土地評価鑑定業務等委託料(1,607万9千円)、民生費関係では、637万1千円の増額補正、老人クラブ連合会補助金(173万3千円)、敬老会運営補助金(180万円)、身体障害者福祉給付費等、衛生費関係では、20

4万5千円の増額補正、簡易水道特別会計への繰出金(290万9千円)、老人保健費で特定健康診査委託料(127万2千円)、合併処理浄化槽等の補助金(223万2千円)、農林水産費関係では、3,395万1千円の増額補正、農道の補修等の維持管理費(634万3千円)、農業集落排水特別会計への繰出金(256万8千円)、さがら温泉茶湯里の修繕料(200万円)、各種農業関係団体等補助金(646万8千円)、鳥獣被害防止対策に関する補助金(336万円)、村有林間伐、伐採等手数料(141万円)、林道維持管理費(826万9千円)、商工費関係では、836万円の増額補正、商工会運営補助金(430万円)、観光ボスター製作費(121万円)、かつば着ぐるみ制作委託料(100万円)、自然生態園等管理委託料(85万6千円)、土木費関係では、7,692万5千円の増額補正、村道舗装維持管理費

(1,702万2千円)、村道道路改良測量設計業務委託料(1,050万円)、村道改良工事請負費(2,750万円)、公営住宅長寿化計画書策定、解体工事請負等(1,169万円)、消防費関係では、651万5千円の増額補正、消防団活動経費(361万3千円)、消防ヘルメット購入費(131万5千円)、教育費関係では、5,062万2千円の増額補正、社会科副読本印刷費(240万円)、南北小学校修繕費(173万5千円)、中学校運動場整備測量設計業務委託料及び給食共同調理場雇用賃金工事請負費(630万5千円)、十島神社かやぶき屋根改修保存修理工事公民館修繕等補助金(1,303万5千円)、社会体育関係補助金(365万円)、総合体育館清掃委託料(189万5千円)など、その財源としては、財政調整基金繰入金及び村債を充て

る。

採決の結果、7対3の賛成多数で可決。

賛成議員
中村重道、西本巳喜男、市岡智恵、高岡重盛、横山良継、友田政春、堀川金泰議員

反対議員
黒木正照、吉松美代、茂吉隆典議員

議案第25号 平成24年度相良村簡易水道特別会計補正予算(第1号) 【原案可決】

歳入歳出それぞれ280万9千円追加し、総額1億1,919万1千円とする補正を可決した。

主なものでは貯水槽水位計等の修繕料の増額(481万円)、人事異動による職員費の減額(761万9千円)。

採決の結果、全員賛成で可決。

議案第26号 平成24年度相良村農業集落排水特別会計補正予算(第1号) 【原案可決】

歳入歳出それぞれ256万8千円追加し、総額2億5,956万8千円とする補正を可決した。

主なものは中四浦処理場修繕料(240万円)。

採決の結果、全員賛成で可決。

議案第27号 平成24年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 【原案可決】

歳入歳出それぞれ14万7千円追加し、総額4,975万円と

する補正を可決した。

採決の結果、全員賛成で可決。

議案第28号 相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定について 【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

四浦出張所に関する事務を保健福祉課から総務課に変更するため、条例の一部を改正する

必要がある。

議案第29号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について 【原案可決】

平成24年4月1日に熊本市が政令指定都市へ移行したことに伴い、行政区が設置されたため、本組合規約を変更する必要がある。

採決の結果、全員賛成で可決。

平成24年第5回定例会

(平成24年6月12日、15日)

報告第1号 平成23年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 【報告】

農林水産費生産総合事業(防霜ファン設置事業)、農業体質強化基盤整備促進事業(実地区排水事業)

議案第30号 平成24年度相良村一般会計補正予算(第2号) 【原案可決】

歳入は、財政調整基金から7

01万円、歳出では土木費で平川橋梁維持補修及び棚葉瀬ポンプ場前村道改良調査設計委託料、学校給食食材費補助金31万1千円(6か月分)等が主な物、歳入歳出それぞれ240万3千円を追加し、総額28億9,956万9千円とする補正を可決した。

採決の結果、7対3の賛成多数で可決。

賛成議員
中村重道、西本巳喜男、市岡智恵、高岡重盛、横山良継、友田

政春、堀川金泰、茂吉隆典議員、

反対議員
黒木正照、横山良継、吉松美代議員

議案第31号 平成24年度相良村介護保険特別会計補正予算(第1号) 【原案可決】

歳出の主な物は認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業で、歳入歳出それぞれ94万5千円を追加し、総額6億2,371万5千円とする補正を可決した。

議案第32号 相良村税条例の一部を改正する条例の制定について 【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

地方税法を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、相良村税条例の一部を改正する必要がある。

議案第33号 相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

地方税法の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

議案第34号 相良村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。



選手宣誓



女子ダンス

総務文教常任委員会研修

村内小学校学校教育及び施設関係現地調査

日時 平成24年5月28日（月）10時00分
場所 相良南小学校（10：00～）、相良北小学校（12：30～）
事件 学校教育及び施設関係現地調査
参加者 友田委員長、西本副委員長、市岡委員、堀川委員（高岡議員は欠席）
添付資料 各学校より説明資料

所感

午前の部で相良南小学校を訪問しました。尾崎校長に対応していただき、別紙の学校よりの説明資料に基づき、各施設と各教室を視察しました。めざす児童像、めざす教師像、めざす学校像のもと取り組んでおられました。

次に午後からは相良北小学校を訪問しました。丁度、正午に着き、原校長、本岩教頭に対応していただきました。12時30分になり給食をいただくことになりました。一番大きい部屋で、児童、先生、私たちが一堂に集まり、低学年、中学年、高学年の3テーブルに分かれて楽しく、おいしくいただきました。先生、児童の明るいやりとりが印象的でした。その後、各施設、教室を視察しました。校長室に戻り、原校長より「子どもたちの笑顔のために」の熱き教育方針を伺ってから学校を後にしました。

産業福祉常任委員会研修

宮崎県椎葉村視察研修

研修日 平成24年6月1日
研修先 宮崎県椎葉村役場
研修項目 太陽光設備・鉄骨造3階建て庁舎・介護保険関係
参加者 産業福祉常任委員会全員6名

椎葉村役場は平成24年3月28日に建設工事が終了。その後落成した太陽光設備を取り入れた近代的な庁舎を研修することができた。

新庁舎は、住民目線で親しまれ、身近で利用しやすい開放的な環境に配慮し、外観は明るく、内装には村産材をふんだんに使用し、高齢者や障がいのある方にも優しく、温もりのある雰囲気の間作りがされていて、環境・エネルギー対策として、太陽光発電システムにより、庁舎内の電力に使用することで環境負荷の少ない設備が整備されていた。

また、自然災害等の非常時のための避難所に利用できるように、きめ細やかな設計で建設されていた。

建設の概要

工期	平成23年3月～平成24年3月（本体建設工事）
	平成23年10月～平成24年2月（太陽光発電設備工事）
建設費	設計管理等委託費 4,335万6千円
	建設工事費 7億7,046万1千円
	太陽光設備工事費 7,350万5千円
合計	8億8,732万2千円
主な財源	平成22年度林業・木材産業構造改革事業
	森林整備加速化・林業再生事業補助金 8,542万2千円
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 3,650万2千円
	（太陽光）
	役場庁舎建設準備基金 5億2,700万0千円
	平成10年基金積立・平成21年基金5億3千万積み立てられた時点で庁舎建設基本構想策定
	庁舎建設起債 2億3,839万8千円
合計	8億8,732万2千円

提案理由

子ども医療費助成の対象を満15歳に達する日以降の最初の3月31日までに引き上げるため、相良村子ども医療費助成に関する条例の改正が必要である。
（医療費助成を満12歳↓満15歳まで）

議案第35号 相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

住民基本台帳の一部を改正する法律の施行に伴い、相良村印鑑条例を改正する必要がある。（外国人登録法関係）

議案第36号 相良村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

住民基本台帳の一部を改正

する法律の施行に伴い、相良村手数料条例を改正する必要がある。（外国人登録法関係）

議案第37号 相良村敬老祝金支給条例の制定について

【原案否決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

住民基本台帳の一部を改正する法律の施行に伴い、相良村敬老祝金支給条例を改正する必要がある。（外国人登録法関係）

議案第38号 相良村心身障害者福祉年金支給条例の一部を改正する条例の制定について

【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

住民基本台帳の一部を改正する法律の施行に伴い、相良村心身障害者福祉年金支給条例を改正する必要がある。（外国人登録法関係）

議案第39号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

広域連合の規約を変更しよつとすることは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第40号 他の団体の公の施設の利用に関する協議の議決について

【原案可決】

採決の結果、全員賛成で可決。

提案理由

棚葉瀬地区5戸より錦町水道施設（給水管）へ接続したい旨の申し出が錦町にあり、錦町が承諾をしたことに伴い議会の議決を得る必要がある。（棚葉瀬地区の一部が錦町水道施設に加入する。）

発議第4号 相良村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【原案否決】

採決の結果、可否同数により議長裁決で否決。

提出者

堀川金泰議員、

賛成者

市岡智恵、

趣旨説明

西本巳喜男議員

平成20年6月18日に、議員発議による相良村長の給料を減額するための相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が可決されたが、相良村特別職報酬等審議会に諮っていないため、改正前の給料の額に戻す必要がある。（月給60万6千円を75万8千円に増額する）

採決の結果、5対5の可否同数となり、議長（茂吉隆典副議長）裁決により否決。

（小善満子議長が討論したので、地方自治法の適用で副議長が議長席に着き採決）



2年生技巧走



男子騎馬戦

賛成議員

西本巳喜男、市岡智恵、高岡重盛、友田政春、堀川金泰議員

反対議員

黒木正照、中村重道、横山良継、吉松美代議員、小善満子議長

豪雨（7月12日）による災害状況視察

1 期日 平成24年7月12日

2 内容

議会会議室において、各担当課長、係長の説明を受けた。

被害状況報告

1) 住家被害（全壊3世帯、半壊なし、床上浸水2世帯、床下浸水5世帯、その内り災世帯5世帯）

2) 農作物の被害

冠水61.4ha

水稻38.5ha、葉たばこ15.1ha（実耕作面積12.6ha）、その他0.9ha、無作付7.1ha

推定被害金額

葉たばこ3,203万円、水稻479万円（新規重要米含み）



椎葉地区 家屋の倒壊



タバコの被害状況



議員による被害状況視察

3 被害状況視察

四浦地区

椎葉地区の全壊住宅を視察、村道野原～椎葉線の土砂崩れ現場、上下坂～晴山間の広瀬地区床上冠水、国道冠水現場。

冠水状況（深水、瀬馳、尾崎、六藤、六藤前、平川、上下坂）

川辺地区

冠水状況（廻、高尾野、黒石、へぼの木、上園、永江）

深水地区

床上浸水（前田）

冠水状況（棚葉瀬～上園間の村道、棚葉瀬、前田）

柳瀬地区

冠水状況（中洲、新村橋周辺）

以上を視察した。



椎葉地区の土砂災害現場

発議第4号相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 否決

【提案理由】

堀川議員＝平成20年6月18日、議員発議による相良村長の給与が減額する為の、相良村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が可決されたが、相良特別職報酬審議会に諮って居ない為に、改正前の給与の額に戻す必要がある。給与を上げる問題ではない。元に戻す問題だ。村長に確認したが、1期4年は20%カットしていいと言う事を本人からで聞いている。村長職としてきつい。だから元に戻すだけである。

【質疑】

小善議員＝村長選挙の公約では、給与（給料、期末手当（ボーナス）、退職金）の20%カットでしたが、平成20年5月9日の臨時議会に村長が提案した条例案は、給料のみ20%カットでした。

期末手当（ボーナス）退職金の20%カットはしてありませんでした。その様に村民に対して選挙公約違反する事は許されません。平成20年6月定例議会で、村長選挙公約の通りに提案してくれる様に意見を述べましたが、当時の総務課長は了承してもらったのですが、村長は公約通りに条例改正する事を拒みしました。その様な事で、議員発議で公約通りの給与の20%削減の条例改正案を提出し、可決されました。それと同時に平成20年5月9日、臨時議会に村長提案の「相良村長の給与の特例に関する条例」は、平成20年6月18日に条例の全部を廃止しました。村長給与の20%削減については、徳田村長が村長である間、継続するわけですから、自分の公約した事については、報酬審議会に掛ける必要もございません。

村長提出議案（平成20年5月9日）

議案第27号

相良村長の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例の制定について
相良村長の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年5月9日提出

相良村長 徳田 正臣

相良村長の給与の特例に関する条例
相良村長の給与の特例に関する条例（平成20年相良村条例第1号）の全部を改正する。

（村長の給料の額の特例）

村長の給料月額、相良村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和37年相良村条例第1号。以下、「村長等給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、村長等給与条例別表第1に定める額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

ボーナス、退職金

ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、別表第1に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（有効期限）

2 この条例は、施行の日において、村長の職にあった者がその任期終了日にその効力を失う。

（提案理由）

村長の給料月額を減ずるにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により相良村長の給与の特例に関する条例（平成20年相良村条例第1号）の全部を改正し議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成20年5月9日 修正案を除外案可決

相良村議会議長 横山良継

758,000円

議員発議（平成20年6月18日）

相良村議会議長 横山良継様

提出者 相良村議会議員

賛成者 相良村議会議員

賛成者 相良村議会議員

小善満子
宮原一一
吉松美代

相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

村長のマニフェストに基づき、相良村長の給与の特例に関する条例の全部を廃止し、今回、相良村長等の給与及び旅費に関する条例第3条の別表の一部を改正するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

平成20年6月18日 原案可決

相良村議会議長 横山良継



賛成者

堀川 金泰
西本巳喜男
市岡 智恵
高岡 重盛
友田 政春

反対者

黒木 正照
中村 重道
横山 良継
吉松 美代
小善 満子

5対5で議長（小善議長が討論をしたので副議長茂吉隆典）裁決で否決されました！

現在の条例

相良村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

相良村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和37年相良村条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）村長の項中「758,000円」を「606,000円」に改める。

附 則

- この条例は、平成20年4月1日から適用する。
- 相良村長の給与の特例に関する条例（平成20年相良村条例第10号）は、廃止する。

【賛成理由】

西本議員＝労働時間、職責の重責さを考えたときに立派にその職責を果たされている。

市岡議員＝職務の大事さ、重大さを考えた上でも、元に返すのが妥当ではないかと考えます。

高岡議員＝誰が村長になっても、前の給与体系で行われるのが当然ではないか。

友田議員＝特例条例では、施行の日（平成20年4月1日）から村長の職に有った者がその任期満了日にその効力を失うという条例であった。今回は、元の給与に戻して、その後、特別職等報酬審議会に掛けて再度考えて頂きたい。

【反対理由】

茂吉副議＝1期4年という数字はどこで出てきたのか。（提出者：本人から確認して書いている。）2期目の村長のマニフェストには書いてない。上げるのではない、元に戻すんだという言い方だが、実際に上がる事になる。

黒木議員＝村長は今回の選挙において、公約として（給与を上げる）出すべき案件ではなかったか。村民からの批判をかわす為なのか議員の発案にしている。村長の任期4年で合計1,191万6千8百円の増となる。

中村議員＝元に戻すなら財政が少し豊かになったので、給与を元に戻しますと言うマニフェストによって村民の審判を仰いだらばよい。

吉松議員＝現在の給与は、1期の村長出馬の時、選挙で票を集めるために公約して自らカットされたものである。今回、村長を支持している議員で提案されていることは、村長本人も承諾の上の事。支持の議員だからこそ、この発議は断るべきであった。報酬を上げたいのであれば自ら議案を提出されるべき。

小善議長＝前に村長が出された条例は期限付きであったが、議員発議でその条例は廃止した訳で現在の条例は期限付きではない。

村長提出議案に対する修正議案（平成20年5月9日）

平成20年5月9日

相良村議会議長 横山良継様

発議者 相良村議会議員

賛成者 相良村議会議員

賛成者 相良村議会議員

小善満子
宮原一一
中村重道

議案第27号相良村長の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

平成20年5月9日

修正案可決

相良村議会議長 横山良継



議案第27号相良村長の給与の特例に関する条例の全部

を改正する条例に対する修正案

議案第27号相良村長の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例の一部を次のように修正する。

条例中ただし書を削る。



議長の報告



小善 満子議長

今年の梅雨は、例年にない豪雨になりました。全国各地で莫大な被害をもたらしています。本村に於いても住宅被害、農産物の被害等が生じております。

議会でも相良村関係職員から被害状況の説明を受け被害状況を視察して参りました。自然災害の脅威は想像以上です。被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を望みます。議会としましては村執行部の災害復旧に対する対応に協力して参ります。

◎球磨郡議長会では7月12日、北海道上川郡美瑛寿町で開催の全国森林環境税創設促進議

員連盟定期総会に出席して参りました。議員連盟が設立されて今年で19年になります。議員連盟として、今後、それぞれの議会、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保、充実にする仕組み」の構築を求める意見書を採択して、政府・国会に提出してくれるように要望がありました。相良村議会に於いても、9月の定例議会に意見書採択に向けて協議したいと思っています。

◎森林未来都市下川町役場を研修しました。

「下川町の概要」

下川町は面積64,420ha、町の88%にあたる56,988haは森林で、恵まれた森林資源と豊かで美しい自然が残されている人口3,606人、高齢化率37.5%の町です。

【持続可能な循環型森林経営】

昭和28年 国有林を取得1,211ha金額8,800万

円、当時の村の予算1億円
昭和35年 40～50haの伐採収穫の経営計画

平成6～15年 国有林取得1,902ha 町有林管理面積4,470ha(人工林2,890ha・天然林1,580ha)

平成15年 北海道で初めてFSC認証取得

今回、「循環未来都市」構想には、千葉県柏市、横浜市、富山市、北九州市、下川町の5カ所が厳選された。その中の下川町であります。

「環境未来都市の選定」を受けた北海道下川町の事業内容、FSC森林認証と認証材の利活用・森林フィールドの活用・環境共生型モデル住宅「エコハウス美桑」の建設・下川型エコ住宅の建設、公共施設木質化の促進・早生樹「ヤナギ」の栽培試験・公共施設、民間施設への木質バイオマスボイラーの導入・等々多くの事業を実施して、その一部は森林組合に委託されていた委託料年間1億円。森林組

合では事業を行い、年間60人の雇用実現するとされておりす。

下川町は、半世紀にわたり築いてきた森林・林業を基盤とする地域発展の実績をもとに、高い目標を掲げて、事業を転換している活気のある町でした。



全国森林環境税創設促進議員連定期総会

Q

乳がん検診は厚生労働省通達でマンモグラフィとなっているが

A

相良村ではマンモグラフィと超音波検診を併用したになっている



堀川 金泰議員

堀川議員Ⅱ住民検診について検診車の利用はどうですか。乳がん検診については厚生労働省から通達が来ていますね。当然、これは福祉課長で良いと思います。人吉は通達どおりやっている訳ですよ。八代も。ところが球磨郡だけ、触診もマンモも両方という事でやっているんですけど、マンモは精密に出ますよね。僕も実験のため、自分でマンモ撮ってみました。痛いんですよ。だから、厚生労働省では、マンモでいきなさいとなっているでしょうが、いかがでしょうか。

あるんですが、そこでの協議が必要だと考えられます。そして、受診者の利便性。若い人は車を使って、医療機関等に検診ができますが、高齢者等との関係を考えて、利便性、それと財政面については村長及び財政係との協議が必要だと思われます。乳がんに関しては、健康増進法による健康診査実施要綱というのがありますが、その中で乳がん検診の検査項目は、問診、指診、触診、マンモグラフィとなっています。本村においては、乳がん検診に項目として、マンモグラフィと超音波検診を併用したものになっています。受診者本人の選択する方法ということで実施しています。マンモグラフィでは少し痛みが伴いますので、希望受診という事で行っております。堀川議員Ⅱ高齢者にとったら、施設検診というのは、難しいところがあるんですよ。施設検診ではなく、そのままきたら検診を受けるという人も多いのではないですか。特に乳がんの発生率

Q

「観音橋」近くの堤防の件は県へ要望があがっているのか

A

要望書は出した事は覚えている。同席したかは定かでない



中村 重道議員

中村議員Ⅱ観音橋の上川上地区下流の堤防建設について建設課長にお尋ねします。昨年5月中旬の観音橋の建設について上川上、上川下地区の説明の折、村民の方からピーヤの角度が変わった事により上川上地区の橋の下流の堤防建設の要望があったが、県の振興局土

木課へ要望があがっているのかお尋ねしたい。
建設課長Ⅱお答えします。その件につきましては、昨年5月17日に説明会がなされていると思っておりますが、その中で要望があっています。この件につきましては平成23年9月29日付で平成24年度の要望という事で球磨地域振興局の土木部の方に要望書を提出しております。
中村議員Ⅱ前課長からの引き継ぎで県の方には要望があがっているという事で村長にお尋ねしますが、村長もその折には一緒に行かれたのかお尋ねした

い。
村長Ⅱ県の方にも色んな要望を行っており、この要望を建設課の方から県にお伝えした事は覚えておりますが、その時私が同席したか定かには覚えていないという事です。

中村議員Ⅱ 先ほど9番議員の方からは行政の長が行った方が良いという話もありました。村長が改めて要望に行く気はないかお尋ねします。

村長Ⅱ 村が県や国に要望いたしますが、相良村長として要望する訳ですが、それを全て同席するとは限りません。必要があるならば同席する事があるうかと考えています。

中村議員Ⅱ 村民の方の要望だったので、村長もこの場で直々に聞いておられますので努力をしてもらうようお願いしたいと思います。

中村議員Ⅱ 全国で通学時間帯において交通事故が多発しており、村内においても危険な場所が多くあり、安全点検をする考えはないかお尋ねしたいと思ひます。特に雨宮の国道445号線のあの狭い歩道ではいつ事故が起きてもおかしくない様な状態です。それと柳瀬の新村辺りまでは広く道路と歩道が出来ており、小田商店の所まで頻繁に通つてみますと狭くて通学時間帯は危険な場合があると思ひます。やはり再点検をしてもらつて、保護者とPTA

の役員などと通学時間帯に再度確認してもらい、こういう時期だから県に強く要望してもらおう考えはないかお尋ねしたい。

教育長Ⅱ ご指摘ありました雨宮から石坂までの歩道はすごく幅が狭いです。道路改良、歩道改良も含めてですね、要望していく事を考えていきたいというふうにも思つております。柳瀬地区もですね幅員が狭くなつています。そういう所も現地調査から入つていきたいと思つておるところです。

中村議員Ⅱ 相良村全体を見極めて、こういう時期だから強く要望してもらいたいと思ひますので宜しくお願ひしたいと思ひます。先程教育課長、教育長の答弁の中にもガードレールの問題がありました。山江村のフルーティールードの歩道が整備されていて大変よく整備されていきますので、県などへ要望してもらえればと思ひますが、それはどうお考えでしょうか。

教育長Ⅱ 議員からのご指摘の箇所につきましては山江村の所の歩道だと思ひます。車道側にガードパイプが付いて、後ろの水田側にも転落防止の柵が付いている。歩道といひますか、通学路に限らず他の道路もいひんじやなろうかと思ひます。私どもにしましては子ども達の安全確保という事を第一に考えて施策、施設を要望して行きたいと考えて

おります。

中村議員Ⅱ 教育長、建設課あたりで

Q

防災放送はどこから放送できるのか

A

告知端末は役場のみ。屋外拡声器は役場と人吉下球磨消防本部の2ヶ所から



黒木 正照議員

〈防災放送ついて〉

黒木議員Ⅱ 屋外子局14箇所と、告知端末はどこから放送できるのか伺ひます。

総務課長Ⅱ 告知端末は役場のみで、屋外拡声器は役場と人吉下球磨消防本部の2箇所通報できます。

黒木議員Ⅱ 下球磨消防本部からは、屋外子局にしか放送出来ない。告知端末に放送出来ないことは、地域情報通信整備事業の大きな欠点と思ひます。保守点検について、庁舎と下球磨消防本部から放送できるの事ですが、両方からの保守

すね話をしてもらい、良い方向で要望を行つて頂きたいと思ひます。

点検の結果表があるのかお尋ねします。
総務課長Ⅱ まとめて保守点検の結果を出してもらつております。

黒木議員Ⅱ 非常時、職員の招集体制はとられているのか、また招集の訓練をされた事はありますか。

総務課長Ⅱ 連絡体制はマニュアルを作つておりますが、招集訓練は現在のところ行つておりません。

黒木議員Ⅱ 私達には、村民の方々の生命財産を守る任務がある訳ですが、東日本大震災もありました。非常招集をかけて、職員80数名おられます、10分は何名集まつた、20分は何名集まつた、全員揃うのに何分かつたなどのデータが、絶対に必要だと思ひますが。

村長Ⅱ そういつたデータが存在する事があれば、それはそれでなんかの検討資料になろうかと思ひますが、今回そういう

たデータ取りをするか、しないかを含め今後協議、検討していきたい。

黒木議員Ⅱ 検討したいではなく、しなくてはいけないのです。寂しい答弁です。

〈特別職人事件について〉

黒木議員Ⅱ この件について、6月4日に全員協議会が開かれ、副村長人事案件についての話し合いが持たれ、私はその中で、可決の可能性があれば提案して頂き、そうでなければ、提案は控えていたきたいと申し上げました。お願ひしたのはひとえに提案される方の人格を考慮して申し上げたところでございます。他町村では、議会が認めてもらえない人事案件の提案は行われていない所が殆どです。この副村長人事、球磨郡内でも副村長が居られない所も複数ございます。現在、日本の社会情勢の中で果たして必要かとの議論もあつてしかるべきと思ひます。副村長に掛かる経費、年間1400万ほど、この自主財源があれば事業によつては、4年で2億近くの事業ができます。今の日本では、この公共事業は地域を救う大きな役割を果たすと思つております。そのようなことから、この金額を村民の方が幸福になれる事業に当てて頂きたいと思ひます。

（他の質問）給食費の補助に関して、学校給食共同調理場運営委員会へ適正な審議、助言をお願いし、共同

調理場の運営には給食費以外に、3、529万3千円もの予算が必要な事。補助は全てが一般財源であり、後でなにかにしわ寄せが来る事。未納額に目を向ける

Q

利水事業、模索状態これで良いのか。事業組合の解散を考えているのか

A

解散は決定。結論出ていない。模索状態、いつまでに解散かはいえない。



茂吉 隆典議員

茂吉議員Ⅱ 利水、4町村でアンケート形式調査、その後は。

村長Ⅱ 造成団地は6月末頃郵送でアンケート、7月初め聞き取り、既畑は7月頃に調査の段取り。

茂吉議員Ⅱ 土地改良理事長に、やらなと言明、二枚舌か。柳瀬2地区を自ら調査の結果国営は断念、再び調査か。対立議員と前向きな協議をと、議員が納得すれば良いのか。

村長Ⅱ 貫して国営で利水を、農家の立場に立つて進める。理解を。

茂吉議員Ⅱ 国営並みで、農家に負担の無い方向で、次の段階に入るべき。6月5日農水本省と交渉で農村振興課、水資源課長は首長がまともないと、成立しない。無理矢理、6市町村を引き連れて2年間（平成19年12月20日休止確定）何もできていない。村長の責任だ。慎重な審議を頂きたい。

村長Ⅱ 土地改良区、加入水利権の合意が取れない。だから頓挫、模索状態。

茂吉議員Ⅱ 2年間も休止（4年以上）、自己主張ではまともでない。皆さんと協力の気持ちがあれば、前向きに行くはず。新たな方向、位置づけ。

村長Ⅱ 明確な結論出ていない。模索状

態。

茂吉議員Ⅱ 人吉・多良木も個別に事業進めている。土地改良区でなく、柳瀬の組合員から、水利権で上流からの取水認めない。模索状況でいいの。事業組合の解散考えているか。負担金4、500万円、余分な出費。

村長Ⅱ 解散は決定、既設導案は不可能と共通認識。今後の日程未決。

茂吉議員Ⅱ 最終決断が何時か。年内解散なら、同文議決が必要、何月までに表明か。

村長Ⅱ 行政手続きが必要。6市町村会議の中で決定したい。

茂吉議員Ⅱ いつ頃までにやらないといけないか、それが回答です。

村長Ⅱ 日程未決なのでいつまでに解散か言えない。

茂吉議員Ⅱ 前向きな姿勢をどういう風にするか、聞いている。四宮牧場跡の東側に堆肥置き場ができたが、ブロックの下かなり深く掘つて真つ直ぐ延びた所は田んぼの排水路、直接取り込んであるが、産振も関与していない。土地改良に何も連絡はない、このままで良いか。

村長Ⅱ 情報収集はできていない。調査は目を光らせて参りたい。

茂吉議員Ⅱ 産業振興課長は。

産業振興課長Ⅱ 口蹄疫畜産再生基金により国の補助の建物、申請者が直接県の畜産協会を通じて申請され村は書類等

の審査は行っていない。ある程度乾燥状態で持ち込み、流出等の事故がもし発生したら振興局と連携を取り厳しく対応したい。

茂吉議員 鳥越墓地の参道で22年12月私の質問の回答に今後検討したい。引き継ぎは。

産業振興課長 引き継ぎを受けて、3つのルート、改良方法検討中。

茂吉議員 計画があるか。

産業振興課長 一、松葉公民館横から参道拡幅工事は用地確保が無理。二、南小学校の校舎側から幅員2m以上延長40

Q

棚葉瀬、朝迫地区の開田について

A

諸般の状況を考えて



横山 良継議員

横山議員 村の土地改良組合に補助金の申請がありました。組合ではどうし

ようもない、村に交渉してはどうだろうかと言う事でしたので質問しました。

村長 今の所要望書の提出はありません。もし提出されますと諸般の状況を考え判断します。

横山議員 12日の議会初日に代表者が訪れ、議長宛と村長宛に提出されました。

村長 申し訳ありません。届いております。直接見てなかったものですから。

た要望書を提出しています。

吉松議員 その時村長は同席されましか。橋の角度により水が来るのが早かったり、遅かったり、床下浸水までなる所です。よく観察して頂きたい。

吉松議員 建設の補助率は。

建設課長 平成24年度分は、事業費としては3,000万円、補助の内示が来ている分につきましては1,027万円となっております。

〈企業誘致について〉

吉松議員 地元説明会の内容について。産業振興課長 株式会社フードワークス企業参入の件で、会社の概要、大和のもの栽培についての説明をしました。

吉松議員 企業誘致の経路。誰からのお話ですか。

産業振興課長 当初は、あさぎり町にあったけれども高原が良いと県庁からのお話があった。

吉松議員 説明会で地元の方々の意見は。

産業振興課長 いくぐらいで農地を借り上げて頂けるのかとか、地元での雇用はどれ位なのか。耕作放棄地の様に雑草が生えている部分についてとか質問がありました。

吉松議員 利水事業と関連しとつとやんかろうかとの話もあります。

村長 利水とは関係ございません。

吉松議員 本年度の研修地の目的と内容についておたずね致します。

村長 本年は台北と香港になっております。目的は、海外の経済文化、福祉等の事情調査、市町間の連携強化のためです。

吉松議員 今迄行かれて何か為になったのだろうか。見えていません。一番災害が多い時期に球磨郡の首長さんで行く。私の意見として、村長は研修はサミットや自分一人の研修が多く、金・土・日かけて行かれ自分が遊ぶために作らんですか。私から見ればそう見えます。

〈100万円計上の着ぐるみについて〉

吉松議員 予算に着ぐるみという事で100万円計上してあるが、どの様な物なのか。

総務課長 去年から村長と協議しております。相良村は誰が見てもカップバです。着ぐるみで100万円計上させて頂きました。

吉松議員 着ぐるみに100万は大きなお金。利用計画があつての話だと思えます。

総務課長 計画書はありません。

村長 村政執行のため協力願いたい。

吉松議員 村長と2人で決めて、100万円ぱつと出せるのはおかしい。着ぐるみの前に何かするべき事もあったのではと考えさせられました。

農家の皆様方のために村が力になると言うのであれば村として補助金を考える事ができるのか、できないかを検討、決定したい。

横山議員 施政方針の中で、住民自治という言葉がありました。

村長 村との関わりを住民自治と申し上げました。分割すると自分達の村は自分達で作るという事です。村づくりは役場だけでなく、常勤スタッフ、事

Q

かつばの着ぐるみ100万円。村長と総務課長が話しの決断。こういう税金の出し方。着ぐるみの前にもつと何かするべき事もあったのでは。

A

村政執行の為に協力頂きたい



吉松 美代議員

〈村道廻谷線道路改良工事について〉

吉松議員 工事について地元説明会は。地元の方の意見は。

建設課長 建設の経過報告。本年度の施工、11月から3月に終了します。事業は28年度まで掛かるという様な説明をしました。

吉松議員 後3年位かかるという事だが、水道管の敷設は凍らないようにしてほしい。

吉松議員 廻橋のピーヤの件について。やっぱり曲がついていて怖いなという話も出ています。県に対しての要望は。建設課長 昨年の9月に24年度に向け

この一般質問を掲載するにあたり、全議員に原稿の提出を求めているところですが、ここに掲載された以外の議員さんからは、原稿の提出がありませんでした。

村民の皆さまにお知らせいたしますとともにご了承していただきますようお願い申し上げます。

相良村議会 9月定例会のお知らせ

9月定例会は、9月中旬頃の開催予定です。皆様の傍聴をお待ちしております。

インターネット録画映像開始 (翌日から見られます)

相良村議会では、以前よりインターネット上や役場村民ホールテレビにおいて、議会ライブ中継を実施しておりましたが、利用者からの『いつでも見られるようにしてほしい』との要望を受け、映像の録画配信を12月1日から実施することになりました。本会議日の(※)翌日18時より休憩分のみをカットしたものを録画配信いたします。

併せて、平成24年分の定例会並びに臨時会の記録もご覧いただけますので、ぜひ、そちらもご利用下さい。
(※本会議日が金曜日の場合は、翌営業日の18時となります。)

相良村ホームページ

<http://www.vill.sagara.lg.jp/> からお入り下さい。

相良村ホーム > 相良村議会 > 相良村議会 議会中継システム

詳細につきましては、議会事務局までお尋ね下さい。

(事務局 直通35-1038)



相良村商工会館



珠算教室

相良村商工会館は、平成9年10月に落成し、事務所・相談室・会議室を備え、他の商工会とは特異な点があり、一部、相良村青年団室を共有しています。

概要については、商工会員数113名で、青年部員数8名、女性部員数は11名の組織構成です。その中で、税務申告等を行う青色申告会の会員数は18名になります。

主な業務として、管内小規模事業者の経営改善普及事業とともに、地域の経済団体として、地域振興事業の役割を併せ持っています。

また、検定事業として井上塾の協力で昭和57年より相良村の小中学生を対象に珠算教室を開講し、約30年経過し、その間の受講者数は延べ300人にも達しています。

議会だよりでは、随時、村内施設を紹介したいと考えております。取材におじゃまする際は、ご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

編集後記

今回第十三号の議会便り発刊に寄せての報告をすることになりました。丁度三年が過ぎたことになりました。真に残念な事は未だに原稿を提出して戴けない議員もおられます。私たちは議会活動を住民の方々に御理解いただく大切な報告としてインターネットや相良村ホームページでも視聴できますが、全村民の皆さんに見て、読んで、御理解いただけるような議会便りを編集発行しています。今後とも宜しくお願いいたします。

今回の豪雨によって、大変な被害を被った方々に心からお見舞い申し上げます。農作物の被害も大きく、住宅の崩壊、水田冠水・流失・埋没、中でも葉タバコの被害、一年間の苦労が収穫間

近にこの様な姿になって、今後復興に向けて、執行部と共に国・県にも要望してまいります。

茂吉 隆典

編集作業の様子



【議会広報編集委員会】

委員長	吉松 美代
副委員長	黒木 正照
委員	中村 重道
	小善 満子
	茂吉 隆典